

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 俸給月額の改定

1 内閣総理大臣等の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、改定すること。（第三条、法第一条の規定による改正後の附則第二項並びに別表第一、別表第二及び別表第三関係）

2 内閣総理大臣秘書官の俸給月額について、限度額を改定すること。（法第二条の規定による改正後の附則第二項関係）

二 諸手当の改定

1 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十五とすること。（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

2 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、支給割合を百分の百七十二・五とすること。（法第二条の規定による改正後の第七条の二関係）

3 常勤の委員等に支給する日額手当について、限度額を改定すること。（第四条関係）

第二 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府代表の俸給月額を改定すること。（第六条関係）

第三 二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府委員の俸給月額を改定すること。（第六条関係）

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の一の二及び二の二は令和七年四月一日から施行し、第一の一の1並びに二の1及び3、第二並びに第三は令和六年四月一日から適用すること。

二 内閣総理大臣及び国务大臣等のうち国会議員から任命されたものの俸給月額及び期末手当の支給割合については、第一の一の1並びに二の1及び2にかかわらず、当分の間、改定前の水準とすること。

三 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。